

令和3年

第6回 農業委員会総会（臨時会）議案

令和3年5月27日

前橋市農業委員会

令和3年 第6回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和3年5月27日 午後1時54分
- ・閉会日時 令和3年5月27日 午後2時22分
- ・開催場所 J A前橋市本所多目的ホール

・出席委員（24人）

1 番 松田 智之	2 番 小池 真澄	3 番 須賀 民雄	4 番 平野 豊一
5 番 阿久津 昌枝	6 番 井田 健	7 番 坂本 忠	8 番 横室 辰雄
9 番 関 けい子	10 番 伊能 良雄	11 番 齋藤 禎	12 番 下田 将文
13 番 矢端 晴美	14 番 奥野 和子	15 番 松島 敏男	16 番 星野 和幸
17 番 小堀 清	18 番 関根 由彦	19 番 澁澤 聖一	20 番 青木 朱美
21 番 深町 富士雄	22 番 須田 一男	23 番 石村 利夫	24 番 江原 弘

・事務局出席者

事務局長 鷗野 明広	副参事 片貝 早苗	係長 深澤 直純	副主幹 篠崎 菜穂子
副主幹 福田 邦夫	主任 坂本 憲昭	主事 宮澤 柚香里	主事 星野 晴香

・付議事件

- （1）議案第33号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の決定について

・協議事項

- （1）農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
- （2）新規就農者奨励金の交付について
- （3）令和4年度農林関係税制改正要望について

・

鵜野局長	それでは、定刻前なのですが、皆さんお揃いですので、ただいまより令和3年第6回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、深町会長からご挨拶をお願いいたします。
深町会長	◇（挨拶）
鵜野局長	続きまして、本日の出席状況についてご報告いたします。本日は在任委員24人、全員のご出席をいただいております。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。 それでは、ここからの進行につきましては、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よりしくをお願いします。
議長	《深町会長、議長に就任》 それでは、令和3年第6回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。5番 阿久津 昌枝委員、6番 井田 健委員をお願いいたします。 それでは、早速、議事に入ります。 議案第33号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の決定について審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
星野主事	◇（別途資料説明）
坂本主任	議案の審議前に令和2年度農用地利用集積状況等結果報告と令和3年度前橋市農地流動化事業計画（案）等についての説明。
議長	◇（別途資料説明）
議長	以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いします。 ◇（意見、質問等なし）
議長	ないようですので、採決をしたいと思います。農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙手）
議長	全員賛成でありますので、議案第33号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画について、原案を決定いたします。 次に、協議事項（1）農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
坂本主任	◇（別途資料説明）
議長	以上で事務局の説明は終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いします。 ◇（意見、質問等なし）
議長	ございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙手）
議長	全員賛成でありますので、協議事項（1）農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取については、原案を承認することに決定いたします。 次に協議事項（2）新規就農者奨励金の交付について、協議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
宮澤主事	◇（別途資料説明）
議長	以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、

	らお願いします。 13番です。奨励金対象者名簿の14番の方の、経営主との関係が母とありますが、子供ですか。続柄が母では間違いではないでしょうか。 大変、失礼しました。こちらは子になります。申し訳ありません。14番の方については、経営主の方が対象者の母ですので、経営主との続柄は母ではなく、子になります。 そうしましたら、子ということで、訂正をお願いいたします。 16番です。忘れてしまったのですが、年齢制限がありましたよね。 年齢制限ですか。 新規就農の奨励金をもらうのに、以前は50歳までだったような気がしたのですが。 令和3年度の要項に定められているのは、交付対象者として平成28年4月1日以降に55歳未満で就農し、就農してから5年以内の方に奨励金を交付することとなっております。 分かりました。 よろしいですか。その他、ございますか。他になれば採決したいと思います。新規就農者奨励金の交付について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙手） 全員賛成でありますので、協議事項（2）新規就農者奨励金の交付については、原案を承認することに決定いたします。 次に、協議事項（3）令和4年度農林関係税制改正要望について、協議をお願いします。事務局の説明をお願いします。 ◇（別途資料説明） 以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いします。 はい、17番。幹旋で買う時に、免税になりますよね。 はい、なります。 どんなところが違うのですか。中間管理機構が買い上げてから、皆に渡すのですよね。 このケースはそうですね。 その有利な意味は。 売買の価格が1,500万円までが、通常、譲渡所得で20%税金がかかってくるのですが、それがかからないというのが、一番のメリットです。 幹旋だと、800万円でしたか。 今回は群馬県農業公社が一度買い上げるものが1,500万円までで、公社が入らないものについては800万円までです。 分かりました。 800万円は農業経営基盤強化促進法の中のものですね。 その他、ございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。令和4年度農林関係税制改正要望について原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙手） 全員賛成でありますので、協議事項（3）令和4年度農林関係税制改正要望については、原案を承認することに決定いたします。
13番委員	
宮澤主事	
議 長	
16番委員	
宮澤主事	
16番委員	
宮澤主事	
16番委員	
議 長	
議 長	
篠崎副主幹	
議 長	
17番委員	
篠崎副主幹	
17番委員	
篠崎副主幹	
17番委員	
篠崎副主幹	
17番委員	
篠崎副主幹	
17番委員	
議 長	
議 長	

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。総会を閉会とさせていただきます。
(閉会午後 2 時 2 分)